

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	建築都市	局	都市再生	部	都心まちづくり	課
項目	5-16	堺市市民交流広場における使用料徴収				
実施内容	市民交流広場は、まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場を提供するものとして設置するものである。 平成27年7月1日市民交流広場条例施行に伴い、それまで実施が困難であった営利を目的とする行為に対し、使用料徴収することが可能となったことにより、これを歳入として確保する。					
目標	市民交流広場の利用について、ホームページなどを活用し、より市民等に周知を図る。 (平成28年度追記)					
工程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
			←			→
		市民交流広場の活用促進				
進捗状況 (実績・見込)		26年度	27年度	28年度	29年度	
			←			→
		市民交流広場の活用促進				
				市役所前広場 整備工事		
数値目標	-	26年度	27年度	28年度	29年度	
		見込	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	
実績	29年度	平成29年度、市役所前市民交流広場においては、整備工事のため使用可能期間は7か月のみだったが、新しくなった広場の周知及び使用促進につとめ、実績は見込を上回った。				
単年度の 効果額見込 及び実績	見込	26年度	27年度	28年度	29年度	
		-	0.10 百万円	0.13 百万円	0.13 百万円	
	実績	-	0.26 百万円	0.16 百万円	0.54 百万円	
評価	29年度	A	課題	特になし		
			改善策	特になし		
評価基準		A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成				
備考						